

【参考】防犯機器電気料補助金の概要

(1) 対象団体

防犯機器を維持管理している学区（団体）連絡協議会、自治会・町内会等に対し、申請に基づき補助金を交付します。

防犯灯	- 学区（団体）連絡協議会、町内会、自治会等の住民の大多数で構成している住民自治組織 組、学区防犯協会、商店街振興組合等（経済局地域商業課から補助金交付を受けていないもの）、集合住宅内の住民自治組織、UR（独立行政法人都市再生機構）
防犯カメラ	- 学区（団体）連絡協議会、町内会、自治会等の住民の大多数で構成している住民自治組織 - 上記団体が設置した防犯カメラをともに管理、運営している（※）組、学区防犯協会、商店街振興組合等、集合住宅内の住民自治組織、UR（独立行政法人都市再生機構） ※ <u>学区（団体）連絡協議会、町内会、自治会等が設置した防犯カメラのみが対象です</u>

(2) 対象となる防犯機器

共通	以下のすべてを満たすもの 1年間（4月1日～翌3月31日）を通じて設置しているもの ※電気料金が発生していない月が1月以上あるものは対象外 - 他に電気料金の補助を受けていないもの				
防犯灯	以下のいずれかに該当するもの - 照明範囲の1/2以上が公道にあるもの - 居住者だけでなく不特定多数の通り道になっている道を照らしているもの ※ 添架広告街灯、営業用の街路灯は対象外 ※ 会社、工場、学校、集合住宅等の保安目的で設置している照明灯は対象外				
防犯カメラ	以下のすべてに該当するもの - 学区（団体）連絡協議会、町内会、自治会等が設置したもの - 公共空間を撮影するもの 「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に従って適切な維持管理を行っているもの 〈参考〉「公共空間」の例 <table border="1"> <tr> <td>対象</td><td> - 主に公道を撮影している場合（少なくとも公道が1/2以上） - 公園を撮影する場合 - 不特定多数の利用があり、公道や公園等と同様の使われ方をしている場合 </td></tr> <tr> <td>対象外</td><td> - 施設管理の目的で設置している場合（集合住宅の敷地内や駐車場、ゴミ捨て場、コミセン等の敷地内など） - 主に民地を撮影している場合（私道や住民以外の利用を禁止している道路など） </td></tr> </table>	対象	- 主に公道を撮影している場合（少なくとも公道が1/2以上） - 公園を撮影する場合 - 不特定多数の利用があり、公道や公園等と同様の使われ方をしている場合	対象外	- 施設管理の目的で設置している場合（集合住宅の敷地内や駐車場、ゴミ捨て場、コミセン等の敷地内など） - 主に民地を撮影している場合（私道や住民以外の利用を禁止している道路など）
対象	- 主に公道を撮影している場合（少なくとも公道が1/2以上） - 公園を撮影する場合 - 不特定多数の利用があり、公道や公園等と同様の使われ方をしている場合				
対象外	- 施設管理の目的で設置している場合（集合住宅の敷地内や駐車場、ゴミ捨て場、コミセン等の敷地内など） - 主に民地を撮影している場合（私道や住民以外の利用を禁止している道路など）				

(3) 申請のスケジュール（令和7年度予定）

時期	内容	実施主体
11 月	電気料補助金申請の案内 ※ 学区連協を通じて案内	区役所
12 月末までに	交付申請書の提出	各申請団体
翌 1 月末	交付決定	区役所
翌 2 月	① 交付決定通知書の交付 ② 実績報告書等の提出依頼	区役所
4 月初旬	実績報告書等の提出	各申請団体
5 月下旬	補助金の交付	区役所